

益田市告示第82号

益田市UIターン者定住奨励金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

益田市長 山本浩章

益田市UIターン者定住奨励金交付要綱

益田市UIターン者応援事業補助金交付要綱（平成26年益田市告示第106号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、益田市への定住を促進し、もって人口拡大を図ることを目的として、市外からのUIターン者に対し、予算の範囲内において交付する益田市UIターン者定住奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住又は5年以上にわたって居住する意思を持って住民登録をし、かつ、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (2) UIターン者 市外に転出し5年以上を経過した後に、定住する意思を持って市内に転入した者又は市外出身者であって、定住する意思を持って市内に転入した者をいう。
- (3) 転入日 転入者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住所を定めた日をいう。

（交付対象者）

第3条 奨励金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、転入日が平成29年3月1日から平成32年3月31日までの間であるUIターン者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するUIターン者については、交付対象者とししないものとする。

- (1) わくわく益田市生活実現支援事業移住支援金交付要綱（令和元年益田市告示第56号）の規定によるわくわく益田市生活実現支援事業移住支援金の交付を受けている者
- (2) 児童生徒、学生又は生活保護を受給している者
- (3) 益田市税を滞納している者
- (4) 申請者又は配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）がこの要綱の規定による奨励金の交付を受けたことのある者

- (5) 本人又は世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (6) 益田市職員定数条例（昭和28年益田市条例第11号）第1条に規定する職員又は当該職員としての採用の決定を受けている者
- (7) 転勤等により転入の日から5年以上本市に居住することが担保されない者
- (8) その他この要綱の趣旨に反すると市長が認める者
（奨励金額等）

第4条 奨励金の額は、5万円の基本額に、別表第1に定める中山間地域定住加算率を当該基本額に乗じて得た額（中山間地域定住加算）を加えた額とする。

2 前項のほか、交付対象者が次の各号に該当する者であるときは、当該各号に定める額を加算するものとする。

- (1) 転入日に45歳未満の者 若者加算 1万5千円
- (2) 18歳以下の子どもを伴って転入する者 子育て加算 子ども1人につき1万5千円
- (3) 益田市UIターン者サポート宣言企業登録制度実施要綱（平成29年益田市告示第75号）の規定による益田市UIターン者応援宣言企業の登録を受けた企業に正社員として雇用される者 企業就職加算 1万5千円

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、益田市UIターン者定住奨励金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 転入後の世帯構成員全ての住民票の写し（発行後1か月以内のもの）
- (2) 市税の滞納のない証明書
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 就職証明書（様式第3号）（前条第2項第3号に該当する者のみ）

2 前項の申請書の提出は、転入日の属する年度の末日（転入日が3月である場合は、当該年度の翌年度の4月末日）を期限とする。ただし、市長が特にやむを得ないと認める事由があるときは、この限りでない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、申請者に係る第3条に掲げる要件を審査し、奨励金の交付の適否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市UIターン者定住奨励金交付決定通知書（様式第4号）又は益田市UIターン者定住奨励金交付申請却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金を請求しようとするときは、益田市UIターン者定住奨励金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定の事後において、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消すとともに、既に交

付している奨励金があるときは、当該奨励金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。

(2) 益田市に転入後5年未満で転出したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消し（既に交付した奨励金の返還を求める旨の決定を含む。）を行ったときは、益田市UIターン者定住奨励金交付決定取消通知書（兼奨励金返還命令書）（様式第7号）により、当該交付決定者であった者に通知するものとする。

3 第1項の規定による奨励金の返還を命じられた者は、速やかに当該返還の命令に応じなければならない。

（交付決定者の義務）

第9条 交付決定者は、地域の自治会活動等に積極的に参加し、地域の活性化に貢献するとともに、地域住民との円満な関係を構築するよう努めなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（失効期日）

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた奨励金については、同日後もなおその効力を有する。

（経過措置）

3 この告示による改正前の益田市UIターン者応援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条（旧要綱第8条第1項において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付決定を受けた者については、旧要綱第5条から第10条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和元年6月28日告示第56号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和元年6月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）

地区名	グループ	中山間地域 定住加算率	人口	高齢化率 (平成29年2月末現在)
吉田	A	0.0 (加算なし)	14,122人	30.5%
高津			8,502人	34.4%
益田			5,928人	32.4%
安田	B	0.5	3,848人	32.5%
西益田			4,115人	40.7%
中西	C	1.0	1,933人	38.6%

鎌手			1, 6 5 8 人	4 3. 8 %
豊川			9 1 1 人	3 4. 9 %
小野			1, 6 2 3 人	4 4. 8 %
東仙道	D	1. 5	8 2 4 人	4 2. 1 %
北仙道			5 0 8 人	4 5. 3 %
種			3 0 1 人	4 0. 9 %
二条			5 6 2 人	5 0. 2 %
都茂			9 7 7 人	5 0. 8 %
美濃			3 5 5 人	4 8. 5 %
真砂	E	2. 0	3 8 9 人	5 3. 0 %
二川			2 1 1 人	5 5. 0 %
匹見上			7 5 6 人	5 6. 1 %
道川			1 3 6 人	5 5. 1 %
匹見下			2 8 0 人	6 5. 7 %

益田市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

連絡先 () ー

印

益田市U I ターン者定住奨励金交付申請書

益田市U I ターン者定住奨励金の交付を受けたいので、益田市U I ターン者定住奨励金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

住宅の所在地	益田市		
転入日	年 月 日		
転入前住所			
世帯構成員(入居者) ※同居する者全員（世帯分離している者を含む。）を記入すること	続柄	氏 名	生年月日及び年齢
	本人		年 月 日(歳)
			年 月 日(歳)
			年 月 日(歳)
			年 月 日(歳)
			年 月 日(歳)
備 考			

誓約書兼同意書

私は、益田市UIターン者定住奨励金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約・同意します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 定住する意思を持って益田市に居住し、益田市民として義務を果たし居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となるよう努めます。
- 3 自治会活動等、地域の活動に積極的に参加し、地域の活性化に貢献するとともに、地域住民との円満な関係の構築に努めます。
- 4 益田市UIターン者定住奨励金交付要綱第8条の規定により奨励金の返還を命じられた場合は、速やかに返還に応じます。
- 5 この奨励金に関する内容確認のため、転入日から5年間、申請者及び世帯構成員（世帯分離した同居人を含む。）の住民登録状況及び納税状況、固定資産等の情報について調査が必要となった場合、担当課において調査を行うことに同意します。

年 月 日

益田市長 様

申請者 住所（転入前）
（転入後）

氏名

Ⓔ

（氏名欄は自署してください。）

様式第3号（第5条関係）

在職証明書

住 所	益田市
氏 名	
生年月日	年 月 日
就労（業）年月日	年 月 日
備 考	

上記の者を正社員として雇用していることを証明します。

年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

⑩

登録番号

連絡先

様

益田市長



益田市U I ターン者定住奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった益田市U I ターン者定住奨励金について、交付を決定しましたので、益田市U I ターン者定住奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定内容

事業の名称	益田市U I ターン者定住奨励金	
管理番号		
交付決定金額	円	
交付決定者	氏名	
	住所	

2 交付決定金額の内訳

基本額	円
若者加算	円
子育て加算	円
企業就職加算	円
中山間地域定住加算	円
合計	円

3 備考

様式第5号（第6条関係）

益 指令第 号
年 月 日

様

益田市長



益田市U I ターン者定住奨励金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった益田市U I ターン者定住奨励金について、申請を却下しましたので、益田市U I ターン者定住奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 却下理由

2 備考

益田市長 様

(申請者)
住 所
氏 名 (印)
連絡先 () -

益田市U I ターン者定住奨励金交付請求書

年 月 日付け益 指令第 号で交付決定のありました益田市
U I ターン者定住奨励金について、益田市U I ターン者定住奨励金交付要綱第 7
条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 管理番号	
2 奨励金交付請求額	円
3 奨励金の振込先 奨励金の交付については、次の口座へ振込を希望します。	
金融機関名	
店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預金種別	普通 当座 その他 ()
口座番号	
口座名義人	フリガナ
4 備考	

様式第7号（第8条関係）

益 指令第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名

様

益田市U I ターン者定住奨励金交付決定取消通知書
(兼奨励金返還命令書)

年 月 日付け益 指令第 号で交付決定を行った益田市U I ターン者定住奨励金について、益田市U I ターン者定住奨励金交付要綱第8条第1項の規定により当該決定を取り消したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

益田市長



記

1 交付決定取消しの決定日

年 月 日

2 取消しの理由

3 奨励金返還命令

(1) 既交付額 円

(2) 返還命令金額 円

(3) 返還期限 年 月 日

(4) 返還方法

4 備考